

## 公立大学法人岩手県立大学の平成25年度財務諸表に係る知事の承認について

事務局において、次の方針により財務諸表の確認を行った結果、適正と認められ、知事による財務諸表の承認に当たって、評価委員会としては「適切と認められる」との意見を述べるのが適当と判断される。

### 1 確認の方針

- (1) 財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。
- (2) 知事による財務諸表の承認にあたっては、地方独立行政法人法第34条の規定により、評価委員会より意見を聴取することとなっているが、これに先立ち事務局において、合規性の遵守と表示内容の適正性の観点から確認を行った。
- (3) なお、財務諸表等の数値については、事業報告書の一部を除き、会計監査人による監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行った。

### 2 確認内容

財務諸表の承認について、次のリストにより確認を行った。

#### (1) 合規性の遵守

チェック項目	チェック結果
① 提出期限は遵守されたか。(法第34条①)	・ 6月27日に財務諸表等が提出された。
② 必要な書類は全て提出されたか。(法第34条②)	・ 以下の書類が提出された。 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 事業報告書 ③ 決算報告書 ④ 監事及び会計監査人の意見
③ 会計監査人及び監事の監査証明に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。	・ 監事の監査報告書、会計監査人の監査報告書ともに、適正意見表示であり、財務諸表の承認に当たり考慮すべき特段の意見はなかった。

#### (2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
① 記載すべき事項について、明らかな遺漏はないか。	・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
② 計数は整合しているか。	・ 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
③ 書類相互間における数値の整合は取れているか。	・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

【参考1】平成25年度決算の概要

- (1) **収益面**では、県からの運営費交付金が被災学生の授業料等減免分の追加交付等に伴い8,100万円余の増となったほか、学生数の増加等による授業料等の増などにより、**57億8,200万円**と昨年度と比較し8,800万円の増となった。
- (2) **費用面**では、派遣職員から直接雇用への切替えに伴う人件費や光熱水費等の増などにより、**55億100万円**と昨年度と比較し1億2,400万円の増となった。
- (3) また、目的積立金取崩額が昨年度と比較し1億3,800万円の増となったことから、**当期剰余金は、4億5,200万円**となり、昨年度より1億200万円増加した。

損益の状況（主なもの）

（単位：百万円）

	H25	H24	差引	備考
収益 (a)	5,782	5,694	88	
$\left. \begin{array}{l} \text{※交付金の} \\ \text{※授業料の} \end{array} \right\}$ 交付金収益 授業料収益等	3,885 1,463	3,804 1,438	81 25	・被災学生の授業料等減免分の追加交付等 ・学生数の増加等
費用 (b)	5,501	5,377	124	
$\left. \begin{array}{l} \text{※人件費の} \\ \text{※経費の} \end{array} \right\}$ 教員人件費 職員人件費 教育経費 研究経費	2,429 733 1,009 551	2,463 632 982 546	△34 101 27 5	・県の給与削減に準じたもの ・派遣職員から直接雇用への切替えに伴う増 ・光熱水費等の増
目的積立金取崩 (c)	171	33	138	・パソコン等機器の更新
当期剰余金 (a-b+c)	452	350	102	

【参考2】地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）

（財務諸表等）

- 第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。
  - 3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
  - 4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

【参考3】地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）

（財務諸表）

- 第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。